

地下貯蔵タンクの内面の腐食を防止する コーティングに関する留意事項

札幌市消防局

地下貯蔵タンクの内面の腐食を防止するためのコーティング（以下「内面コーティング」と言います。）は、危険物の流出事故を防ぐ有効な方法ですが、施工業者さんと十分な打ち合わせを行い、以下の留意事項について了承した上で施工されるようお願いいたします。

注意事項：タンクが使用できなくなる場合があります。

内面コーティングを施工するときに、タンク状態を調べますが、その結果、例えばタンクの腐食が著しく進んでいることなどから、消防法令の基準に合わないことがわかった場合は、内面コーティングができないだけでなく、タンクの使用もできなくなります。

上記の注意事項について了承していただける場合は、管轄の消防署へ**承諾書の提出**をお願いいたします。

お願い：危険物の流出事故を防ぐためにご協力ください。

- 1 内面コーティングと併せて15年以上経った地中に埋設された配管について、取替えをお願いしております。
- 2 内面コーティングを施工したタンクは、原則として10年を超えない日までの間にタンクを開放し、異常がないことを確認するようお願いしております。

お問い合わせ先

消防局予防部指導課危険物係	～	2 1 5 - 2 0 5 0
中央消防署予防課設備検査係	～	2 1 5 - 2 1 2 0
北消防署予防課防火推進係	～	7 3 7 - 2 1 0 0
東消防署予防課防火推進係	～	7 8 1 - 2 1 0 0
白石消防署予防課防火推進係	～	8 6 1 - 2 1 0 0
厚別消防署予防課防火推進係	～	8 9 2 - 2 1 0 0
豊平消防署予防課防火推進係	～	8 5 2 - 2 1 0 0
清田消防署予防課防火推進係	～	8 8 3 - 2 1 0 0
南消防署予防課防火推進係	～	5 8 1 - 2 1 0 0
西消防署予防課防火推進係	～	6 1 1 - 2 1 0 0
手稲消防署予防課防火推進係	～	6 8 1 - 2 1 0 0